

「食品リサイクル製品－認証・普及制度」開始のお知らせ

食品廃棄物等の再生利用（リサイクル）を推進し、循環型社会の形成に貢献するためには、再生利用により得られたリサイクル製品（肥料等）や、これらを用いて生産された農産物等を積極的に利用することが求められています。しかしながら、現状では食品廃棄物等の再生利用の取組への理解や食品リサイクル製品の利用が十分とはいえません。

このような課題に対応するために、食品循環資源（食品廃棄物等のうち有効利用されるもの）から作られた肥料を第三者認証機関が認証し、その肥料で育てた農産物と、その農産物を使用して製造された加工食品に識別マークを与える「食品リサイクル製品－認証・普及制度」を制定しました。

本制度は、財団法人日本土壌協会が運営主体となり、下記の通り平成 21 年 4 月 1 日から本格的な運用を開始します。

記

【食品リサイクル製品－認証・普及制度の概要】

1. 食品循環資源を 10%以上含み、かつ安全性が確認できるなど一定の品質を満たす肥料を（財）日本土壌協会が認証します。認証肥料には識別マークと認証番号を付与し、食品リサイクルの取組から作られた安全で高品質な肥料であることを明示します。
2. 認証された食品リサイクル肥料を使用しガイドラインに沿って生産された農産物、及びこの農産物を使用して製造された加工食品は、公的データベース「SEICA」（青果ネットカタログ）に登録・情報公開し、生産者自身の自己認証により識別マークを使用することができます。これらの農産物や加工食品には識別マークとともに「SEICA」のカタログ番号が併記され、インターネット等を通じて生産情報や出荷情報等の情報を誰でもが確認することが可能です。

〈添付資料〉

- ① 「食品リサイクル製品－認証・普及制度」について



【識別マーク】

－お問い合わせ先－

- 財団法人日本土壌協会
専務理事 猪股敏郎 (TEL: 03-3292-7281)
企画部長 山上正信 (TEL: 03-3292-7281)
- 財団法人食品産業センター
技術部 渡部一夫 (TEL: 03-3224-2376)

各位

「食品リサイクル製品一認証・普及制度」について

財団法人食品産業センター（東京都港区赤坂 1-9-13）では、農林水産省の補助事業として、食品リサイクルを推進するために、「食品リサイクル製品一認証・普及制度」を制定しました。この制度は、食品リサイクル・ループに係わる食品関連事業者、リサイクル事業者、農業者及び消費者の各々が関係しながら循環型社会の形成に貢献することができる新しい仕組みです。平成 21 年 4 月 1 日から本格的な運用を開始します。

1. 取組の背景

食品廃棄物等の中には資源として活用できる有用なもの（以下「食品循環資源」という。）があるにも関わらず、その有効な利用が十分に行われていない状況にあります。この食品循環資源の再生利用（リサイクル）を進めていくためには、食品循環資源の排出者である食品関連事業者だけではなく、リサイクル業者の協力や消費者の理解が重要です。食品リサイクル法においても、再生利用により得られたリサイクル製品や、これらを用いて生産された農産物等の利用に努めることは関係者の責務とされていますが、現状では、それが食品リサイクルの取組から生まれたものであるかどうか製品を消費者が知る術はありません。このため、東京農業大学の牛久保明邦教授を座長に迎えて検討委員会を設置し、構成員である食品関連事業者やリサイクル業者、学識者、弁護士、環境認証を運営する機関の代表者、消費者等からの意見を反映させ、食品リサイクル製品を第三者機関が適正に評価・認証し、認証製品にマークを付与することにより、それを食品リサイクル製品として識別できる民間認証制度を制定しました。

この制度は、その肥料が食品循環資源由来であることと、品質が確かなものであることを第三者機関（財団法人日本土壌協会）が認証する「食品リサイクル肥料認証制度」と、その肥料の利用や、食品リサイクルの取組の中で生産された農産物の利用を拡大・普及させる観点から、農産物や加工食品に識別マークを付与する「食品リサイクル肥料使用農産物・加工食品普及制度」の二種類の制度から構成されています。

2. 制度の概要

(1) 制度の名称： 食品リサイクル製品一認証・普及制度

(2) 運営主体（認証機関）： 財団法人 日本土壌協会

(3) 制度の特色：

①食品リサイクル肥料認証制度： リサイクル業者等の肥料製造業者が、申請書にサンプルを添えて（財）日本土壌協会に認証の申請を行います。申請された肥料が食品循環資源を 10%以上含み、かつ安全性が確認できるなど一定の品質を満たすことが確認されれば、（財）日本土壌協会が食品リサイクル肥料として認証を行います。認証肥料には、認証番号付きの識別マークを付けることが可能で、このことにより、それが食品リサイクルの取組から作られた、安全で高品質な肥料であることを専門家が確認した旨を明示できます。

②食品リサイクル肥料使用農産物・加工食品普及制度： （財）日本土壌協会により認証された

食品リサイクル肥料を使用し、本制度で定められたガイドラインに沿って生産された農産物には生産者自身の自己認証により識別マークを付与できます。また、この農産物を使用して、ガイドラインに沿って製造された加工食品にも、製造者の自己認証により識別マークを付与することができます。農産物や加工食品の包装に識別マークを付けることで、それが食品リサイクルの取組から生まれたものであることを消費者に示していくことができます。マークの使用に当たっては、農業者等が自由に利用できる公的データベース「SEICA」（青果ネットカタログ）登録し、食品リサイクル肥料の使用を証明する生産履歴等の情報を記載しておくことが必要です。マークにはSEICAのカタログ番号が併記され、インターネット等を通じて、生産情報や出荷情報等の情報を、誰でも確認することが可能です。

識別マーク： 食品リサイクル肥料及び農産物や加工食品に表示して情報提供します。

【肥料】



食品リサイクル肥料
(財) 日本土壌協会
認証番号：〇〇〇〇

【農産物・
加工食品】



認証食品リサイクル肥料使用
SEICA (<http://seica.info>)
カタログ番号：〇〇〇〇

(5) 制度運用の開始： 平成 21 年 4 月 1 日

以上

—お問い合わせ先—

- | | | |
|----------------|-----------|-----------------|
| ●財団法人 日本土壌協会 | 専務理事 猪股敏郎 | 電話：03-3292-7281 |
| | 企画部長 山上正信 | 電話：03-3292-7281 |
| ●財団法人 食品産業センター | 技術部 渡部一夫 | 電話：03-3224-2376 |